

コーポレート・ガバナンス



コーポレートガバナンス報告書は、下記にてご覧いただけます。
<https://corporate.jp.sharp/ir/governance/policy/pdf/governance.pdf>

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念の一節に掲げている「株主、取引先をはじめ、全ての協力者との相互繁栄を期す」という考えのもと、「透明性」「客観性」「健全性」を確保した迅速かつ的確な経営により、企業価値の最大化を実現することを、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としています。

こうした考えから、社会・経済動向や経営等の分野に関する高い見識や豊富な経験を有する社外取締役を選任しています。また、会社の機関設計に関し、監査等委員会設置会社を選択することにより、職務執行に対する監督機能の強化を図りつつ、意思決定の機動性を高めています。

業務執行については、執行役員制度の導入により、監督・意思決定機能と業務執行機能を分離することで、迅速かつ効率的な業務執行を着実に遂行できる体制を構築しています。さらに、ビジネスユニットを単位として収益責任を明確にする「分社化経営」を推進することで、個別の事業・オペレーションを徹底的に強化するとともに、本社組織である会長室、社長室、管理統轄本部等で統制しています。

コーポレート・ガバナンス体制の状況

当社は、取締役の職務執行を監督する取締役会、取締役の職務執行を監査する監査等委員会を有し、監督・意思決定機能と業務執行機能を分離した執行役員制度によるコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

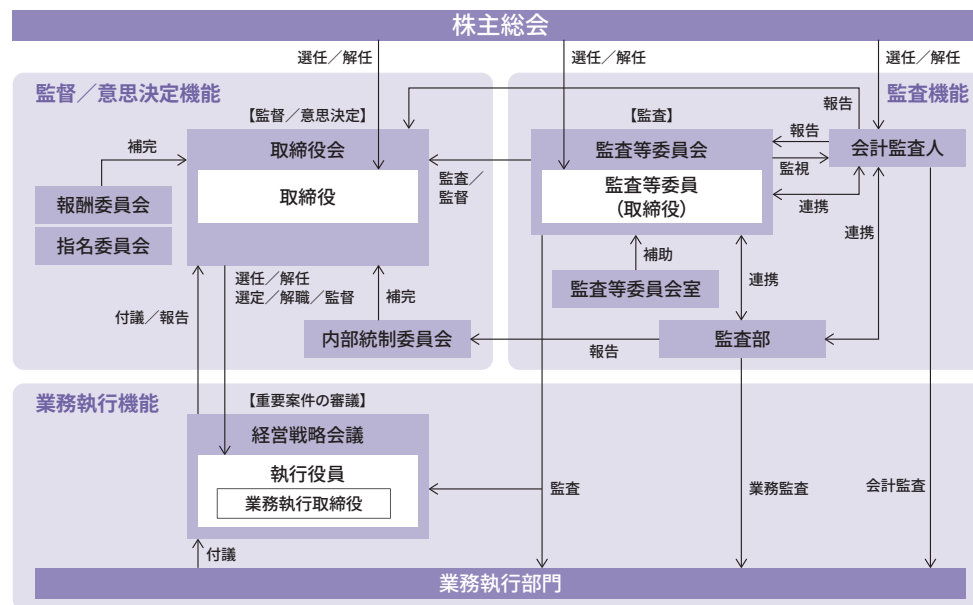
取締役会は、法令で定められた事項や経営に関する重要項目を決定するとともに、業務執行の状況を監督しています。なお、取締役会の諮問機関として、内部統制委員会、報酬委員会及び指名委員会を設置しています。また、親会社グループと当社グループとの取引で経営戦略会議に付議すべき案件で重要なものについては、決定に先立ち、独立社外取締役が過半数を占める取締役会において取引の必要性・合理性・妥当性につき審査を受け、承認を得ることとしています。

取締役会のほかに、全社的な経営及び業務運営に関する重要な事項について審議する機関として執行役員を構成員とする経営戦略会議を設置し、適宜開催することで、経営の迅速な意思確認を行っています。

監査等委員会は3名の監査等委員である取締役で構成されており、全員が専門的な高い知見を有する社外取締役です。そのうち2名は独立役員であり、1名は常勤の監査等委員です。監査等委員会は、業務執行取締役及び会計監査人、さらには内部監査部門等と定期的に意見交換を行い、業務執行の適法化・適正化・効率化に努めています。

当社のコーポレート・ガバナンス体制

(2024年6月28日現在)



機関ごとの構成員

(◎: 議長、委員長) (2024年6月28日現在)

役名	氏名	取締役会	監査等委員会	経営戦略会議	指名委員会	報酬委員会	内部統制委員会
代表取締役 副会長執行役員	呉 柏 勲	◎		○	○	○	○
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO	沖津 雅浩	○		◎	○	○	◎
社外取締役	清田 瞭	○			○	○	
社外取締役	張 慶 瑞	○					
社外取締役	永塚 誠一	○					
社外取締役	梶原 ゆみ子	○			○	○	
社外取締役*	呂 旭 東	○	◎				○
社外取締役*	姫岩 康雄	○	○				○
社外取締役*	中川 裕	○	○		◎	◎	○
専務執行役員 CFO	小坂 祥夫			○			○
専務執行役員 CTO	種谷 元隆			○			
常務執行役員	菅原 靖文			○			
常務執行役員	河村 哲治			○			
執行役員	中野 吉朗			○			
執行役員	川合 勝博			○			

※監査等委員

取締役報酬関係

個別の取締役報酬の開示状況と報酬の額またはその算定方法の決定方針

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については、2024年6月27日開催の定時株主総会決議をもって、金銭による報酬枠を事業年度当たり5億円以内（うち社外取締役1億円以内）としています。

また、当社は、当社の取締役が、株主の皆様との一層の価値共有を進め、会社業績に対する責任及びその向上へのインセンティブを強めるため、金銭報酬枠とは別枠で、非金銭報酬として譲渡制限付株式またはストックオプションとしての新株予約権の付与を事業年度当たり3億円（15万株または1,500個）以内（うち社外取締役3,000万円（1万5千株または150個）以内）としています。

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内において、金銭報酬は取締役会の委任を受けた報酬委員会が決定し、非金銭報酬は報酬委員会に諮問し、その答申に従って取締役会の決議により決定します。

監査等委員である取締役の報酬等については、2021年6月29日開催の定時株主総会決議をもって、金銭による報酬枠を事業年度当たり1億円以内としています。

また、当社は、監査等委員である取締役が、株主の皆様との一層の価値共有を進めることで、執行に対する充実した監査・監督を行う意識を向上させ、企業価値の毀損防止、信用維持を図るべく、金銭報酬枠とは別枠で、非金銭報酬として譲渡制限付株式の付与を事業年度当たり6,000万円（3万株）以内としています。

監査等委員である取締役の個人別の報酬等は、金銭報酬、非金銭報酬ともに株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、監査等委員の協議により決定します。

2023年度における当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は218百万円（5名。期中に退任した取締役1名を含む）、監査等委員である取締役73百万円（3名。全て社外取締役）でした。

なお、当社は個別報酬の開示を行っていません。

内部統制システムの整備

当社は、2006年5月に「内部統制に関する基本方針」を取締役会で決議し（最終改定2024年8月）、これらに基づき内部統制システムの整備・運用に取り組んでいます。取締役会の諮問機関である内部統制委員会では、内部統制及び内部監査に関する基本方針や内部統制システム関連諸施策の整備・運用の状況などを審議して、取締役会に報告し、必要な事項を取締役会に付議しています。また、内部統制に関する施策・取り組みを全社的に統轄・推進する部門を設置するとともに、独立した組織として内部監査部門を設置し、内部統制の有効性を継続的に評価・フィードバックしています。

グループ全体のコンプライアンスについては、企業の行動原則として「シャープグループ企業行動憲章」、全役員及び従業員の行動規準として「シャープ行動規範」を定め、社内への周知徹底や毎年実施する研修を通じて、問題発生を未然に防ぐマインドを醸成しています。また、コンプライアンス基本規程に基づいて、全社のコンプライアンス推進体制を整備するとともに、役員・従業員の一人ひとりが遵守すべき事項、禁止事項、取るべき行動の具体的な基準を示した「シャープグループ・コンプライアンス・ガイドブック」を策定の上、全社に公開して周知徹底しています。

コンプライアンスに関する通報制度については、公益通報者保護法の趣旨に沿って、日本国内のシャープグループの従業員・派遣社員、お取引先様[※]等を対象に、シャープ及び国内関係会社における組織もしくは個人の法令違反または倫理違反等を取り扱う「クリスタルホットライン」、競争法に関する諸問題を取り扱う「競争法ホットライン」を、社内及び社外（顧問法律事務所）に設置しています。また、海外の主要拠点でも通報窓口を設置しています。

リスク管理については、多様なビジネスリスクに総合的かつ体系的に対応するために、「ビジネスリスクマネジメント規程」を定め、当社グループのリスクの予防を図るとともに、リスクが顕在化した場合は迅速に対応しています。

※お取引先様は「クリスタルホットライン」のみ利用可

「事業等のリスク」は、下記URLの有価証券報告書のP.24以降をご参照ください。
https://corporate.jp.sharp/ir/library/securities/pdf/130_4q.pdf